住所　東京都江東区大島６丁目１番６―460号
徐亜楠　昭和55年６月16日生
住所　福岡市南区横手４丁目１番29―403号
魏園園　昭和60年５月９日生
住所　大阪市福島区福島４丁目５番39―803号
黄敏　昭和59年６月13日生
住所　東京都北区豊島５丁目６番11―1218号
劉璠蘊　昭和61年３月１日生
住所　東京都世田谷区玉川１丁目15番１―501号
藍肖盈　昭和62年８月16日生
住所　東京都世田谷区等々力５丁目15番５号
王奭　昭和63年７月24日生
住所　東京都府中市緑町２丁目32番地11
曹野　昭和63年３月21日生
住所　東京都世田谷区東玉川１丁目16番11号
馮慶慶　昭和52年８月19日生
住所　大阪府吹田市江坂町２丁目１番11―604号
朱晨銘　昭和57年５月５日生
住所　神奈川県逗子市池子２丁目19番1613号
門華　昭和49年10月22日生
住所　神奈川県平塚市纏347番地
劉紅霞　昭和51年７月11日生
住所　愛知県春日井市中央通１丁目53番地１
李小玲　昭和50年８月27日生
住所　千葉県茂原市町保12番地61
陳美英　昭和38年３月22日生
黄乙軒　昭和63年10月14日生
住所　静岡市駿河区広野１丁目９番５号
ジョヴァナ・ロレーナ・ピカルド・メシア　昭和63年３月22日生
イアン・パウル・ワタナベ・ピカルド　平成27年10月５日生
住所　栃木県佐野市免鳥町500番地
林玉佩　昭和41年12月14日生
住所　大分県速見郡日出町2690番地
李智子　平成４年１月20日生
住所　東京都小平市学園東町２丁目４番36号
翁漱琴　平成10年８月15日生
住所　東京都板橋区板橋１丁目48番１―303号
孫成春　昭和50年４月30日生
孫佳琦　平成23年９月13日生
住所　東京都西東京市南町４丁目２番11号
アブ・バカル・サル・ダボ　昭和56年10月10日生
住所　千葉市花見川区瑞穂２丁目１番地１
韓雪　昭和45年12月24日生
金穎　昭和48年１月３日生
韓旻雅　平成17年10月31日生
韓旻怡　平成20年10月30日生
住所　兵庫県宝塚市小林２丁目12番10―508号
金暁子　平成７年11月18日生
住所　大阪府高石市羽衣４丁目５番20―201号
張靭赫　昭和62年11月18日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市菱沼１丁目22番14号
朴静愛　昭和42年３月20日生
住所　広島市南区仁保南２丁目16番37号
玉由美　昭和60年４月７日生
住所　神戸市東灘区住吉本町３丁目４番23号
鄭海星　昭和54年６月20日生
住所　神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地10
鄭哲敬　昭和56年11月23日生
住所　神戸市灘区篠原北町１丁目１番23号
鄭佳美　昭和58年１月10日生
住所　大阪府吹田市江坂町１丁目13番14―201号
金大裕　昭和58年６月13日生
住所　東京都文京区本駒込４丁目36番７―504号
金賢秀　平成５年11月21日生
住所　兵庫県西宮市高須町２丁目１番21―404号
李明鎬　昭和30年４月21日生
住所　兵庫県芦屋市打出小槌町９番12―203号
李光将　昭和39年11月21日生
住所　東京都江東区南砂３丁目２番２―101号
倪煒傑　平成７年９月25日生
住所　東京都福生市武蔵野台２丁目８番地35
姜律三　昭和37年２月６日生
趙三千恵　昭和40年11月11日生
住所　東京都江東区門前仲町１丁目10番３―701号
姜彩花　平成２年６月21日生

○財務省告示第七十一号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第五号の規定に基づき、日本赤十字社が平成三十年四月一日から同年九月三十日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

災害救護設備の整備、災害救護物資の備蓄、原爆病院設備の整備及び救急医療体制の整備に充てるための寄附金

○財務省告示第七十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月二十八日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	六三・七トン
三	二八トン
四	五九、四一二トン
五	一、三〇九トン
六	一九トン
七	七トン
八	一一九トン
九	四八、五二一トン
一〇	八、〇九三トン
一一	八、五三〇トン
一二	六五、七七九トン
一三	五、三五六、三四七トン
一四	一、一〇九、一一七トン
一四の二	六三一、九一二トン
一五	八五六トン
一六	一二、七六三トン
一七	一一九、五三七トン
一八	一六、三一六トン
一九	一、四九三トン
二〇	五四六トン
二一	三一一、三七四トン
二一一	二七一トン
二一三	七、〇九九トン
二一四	七七トン
二一五	○トン
二一六	二、九一二トン
二一七	一三、一四四トン
二一八	六トン
二一九	四一二トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月二十八日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。